**別紙②**

**アイヌ文化関連観光プロモーション事業（イコロ新演目制作事業）業務委託要求水準書**

**１　運営体制・実績**

**（１）業務実施体制と配置予定者の能力**

　　　　本事業を円滑に実施するための適切な実施体制、業務責任者、業務担当者等を確保していること。なお、業務責任者及び業務担当者は、アイヌ文化を十分に理解しているとともに、広く舞台演劇、舞台演出についての知識があり、アイヌ舞踊等のアイヌ民族の歌舞の演出などに十分な実績または能力を有する者が望ましい。

**（２）提案者のアイヌ文化関連観光プロモーション事業の取扱実績**

阿寒湖アイヌシアター「イコロ」（以下、「イコロ」という。）における新演目の制作２か年事業の１年目として、「イコロ」の演者が主体的に新演目制作に関われるよう機運の向上を図るとともに、令和５年度に完成を予定している、阿寒ユーカラ「ロストカムイ」に並ぶイコロ新演目の完成という事業目的を達成するために必要な実績と能力を提案者自体が有していること。

**２　委託業務内容**

**（１）企画概要**

1. 本事業の目的並びに「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、「釧路市アイヌ施策推進地域計画」及び「第二期釧路市観光振興ビジョン」の趣旨を反映した実施方針とすること。
2. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「業種ごとの感染拡大防止ガイドライン」を踏まえたうえで、適切な事業構成及び実施スケジュールを立て実施すること。
3. 本事業は、阿寒ユーカラ「ロストカムイ」に並ぶ、令和５年度に完成を予定する「イコロ」の新演目の制作（２か年事業の１年目）を実施するものである。
4. 「イコロ」における演目を含めた阿寒湖のアイヌ文化の魅力を集約したものとし、ウポポイの動向を踏まえたものとすること。
5. アイヌの方々への謝金を計上する場合は、「釧路市アイヌ施策推進事業における謝金等の取扱要領」に従うこと。  
   ※「釧路市アイヌ施策推進事業における謝金等の取扱要領」については、事務局まで問合せること。
6. 提案事業者の事務費や旅費等の計上にあたっては、必要最低限とすること。
7. 以下（２）～（４）の業務を一体的に実施することで、効果的な事業展開とすること。

**（２）新演目の制作**

* 1. 阿寒アイヌ工芸協同組合の理事会が指名する理事をリーダーとして、協議のうえ推進すること。
  2. 「イコロ」の機能や阿寒湖温泉の魅力を最大限に活用し、阿寒湖温泉へ実際に訪れることによってのみ得られるような体験となる新演目の脚本を制作すること。
  3. 脚本は、令和３年度に調査した内容や新演目のモチーフに相応しいと思われるユーカラなどを取り入れた内容とすること。初校については、令和４年１０月末を目途に完成させること。

　　※令和３年度に調査した内容については、事務局まで問合せること。

* 1. 制作した脚本やそれに関わる試作等の成果品については報告書にまとめ、令和５年度の新演目制作事業受託事業者にすべて引き渡すこと。

1. **ワークショップの開催及び試作**
   1. 専門家を招聘したワークショップを阿寒湖温泉にて開催すること。開催にあたっては、「イコロ」の演出家や演者の知識、技術の向上を図るとともに、令和５年度の新演目制作に結びつく内容とすること。
   2. ワークショップの開催は最低６回以上とし、このほか、初回と最終回に受託事業者がファシリテーターとなったオリエンテーションと総括を行い、ワークショップの趣旨説明、振り返り等を行うこと。
   3. ワークショップの開催とともに、衣装、音楽等の試作を行うこと。
   4. 上記（３）③の試作ついては、必要最低限且つ、令和５年度の新演目制作にて完成を目指す基本形となるものとし、可能な限り大幅な改変や改良を必要としないものとする。
   5. 試作品についてはすべて納品すること。また、データ及び衣装等の現物については、令和５年度の制作にて活用できるよう、令和５年度の新演目制作事業受託事業者にすべて引き渡すこと。
   6. ワークショップの様子などをメイキングムービーとして動画にて記録すること。動画は１０分程度のものを６本以上作成すること。
   7. 上記⑥で制作した動画については、令和５年度の情報発信で活用できるよう、一般的に動画編集可能なファイル形式で全データを納品すること。
   8. 試作品やワークショップ等の結果については、上記（２）④の報告書の中で報告すること。
2. **制作過程の情報発信**
   1. 上記（３）⑥にて作成したメイキングムービーについては、YouTubeの阿寒湖アイヌコタンチャンネルに格納して公開すること。
   2. 上記（４）①については、各ワークショップの終了後、概ね１か月以内を目途に公開すること。
   3. 阿寒湖アイヌコタンチャンネルでの公開のほか、メイキングムービー及び令和３年度事業で作成したワークショップ時の動画を活用した情報発信を行うこと。

　　 ※令和３年度に作成した動画については、事務局まで問合せること。

* 1. 阿寒湖アイヌコタンチャンネルの登録者が増えるよう、目標設定を行ったうえで取り組むこと。
  2. 新演目の取組みだけではなく「イコロ」の今を取りあげた内容とし、既存の演目の鑑賞を促す内容とすること。

**３　契約上限額**

　　契約上限額は１８，８１０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

**【参考】契約上限額内訳**

（１）新演目の制作

４，８４０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（２）ワークショップの開催及び試作

９，５７０，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（３）制作過程の情報発信

４，４００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）